

上毛町立学校の教育職員に関する
「業務量管理・健康確保措置実施計画」



令和8年3月
上毛町教育委員会

目次

	ページ
1 計画の趣旨・現状	2
2 目標	3
3 計画の期間	4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

〈参考資料〉

業務量管理・健康確保措置実施計画に係る3分類整理表	11
-------------------------------------	----

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町では、令和元年5月に「上毛町立小中学校における働き方改革に係る指針」を策定し、これに基づき、各学校において業務改善などの働き方改革を推進してきた。

働き方改革の取組をとおして、教育職員の長時間勤務の状態は少しずつ改善してきているが、依然として時間外在校等時間の上限を超える教育職員が多数いる状態である。

国においては、令和6年度中央教育審議会の答申『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を踏まえ、令和7年6月に公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の改正が行われた。これにより、教育委員会には「業務管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表および総合教育会議への報告が義務付けられた。

本町では、教育職員がワーク・ライフ・バランスを確保し、健康でやりがいをもって働くことができる環境を整えること、また教育職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として、取組を一層推進していくため、新たに「上毛町業務管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

各学校においては、「教育職員の働き方改革」の趣旨を理解していただき、本指針を踏まえ、「教育職員の働き方改革」に取り組んでいただくようお願いする。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和元年5月に「上毛町立小中学校における働き方改革に係る指針」を作成し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34.3時間	23.0%	2.0%
中学校	月31.1時間	15.0%	0.0%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校23.0%、中学校15.0%となっている。児童生徒の個別対応や教育課題の多様化など業務の負担感が大きくなっており、業務の効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- 以上のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度とする

【教育職員個人の時間外在校等時間の上限】

- ・ 教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内とする。
- ・ 教育職員の時間外在校等時間を年360時間以内とする。

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・ 1年間における教育職員の年次休暇取得日数を平均で18日以上とする

(3) 目標に対する検証について

- ・ 目標の進捗については、以下のとおり確認する。

①町教育委員会において、勤務時間を管理するシステムで集計された時間外在校等時間を確認する。

②1か月あたりの教育職員の平均時間外在校時間が一定の基準を超えた学校から毎月報告を求め、進捗を管理する。

③年次休暇の取得状況については、年次休暇取得促進の意識付けを行うとともに、取得状況の把握のため、随時調査を実施する。

④町教育委員会は必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を実施する。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

※（ ）内は業務量管理・健康確保措置実施計画に係る3分類整理表の区分を表す。

イ 学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①）
 - ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②）
 - ・ 放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◇ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③）
 - ・ 公会計化について、学校給食費はじめ、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムについて検討する。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤）

- ・ 県のスクールロイヤー制度の周知徹底を図る。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥）

- ・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

◇ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧）

- ・ 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行いつつ、内容に応じ、専門事業者への委託を検討する。

◇ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪）

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

◇ 校内清掃（「3分類」⑫）

- ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校用務員の活用を図り、負担軽減を促進する。

◇ 部活動（「3分類」⑬）

- ・ 令和10年度までに部活動の地域連携を行い、令和13年度までにできるところから地域展開を目指す。併せて、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 給食の時間における対応（「3分類」⑭）

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

◇ 授業準備（「3分類」⑮）

- ・教材の共同開発や共有等を推進し、授業準備の効率化を図る。また、指導者用デジタル教科書等の活用を促進する。

◇ 学習評価や成績処理（「3分類」⑯）

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰）

- ・慣例的に実施されている学校行事について、学校教育目標や児童生徒の実態等に応じて、精選したり、時間短縮を検討したりするよう助言する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を奨励し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・特別支援教育支援員を適正に配置する。
- ・医療・福祉に関する専門的な人材等の学校への派遣を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、出退勤や授業時数などの校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えることが常態化して

いる教職員に対し、医師による面接（健康相談）を促す。

- ・ストレスチェックの回答率100%を目標にし、実施後の分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・長期休業日の期間中に学校閉庁日を設定し、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、小・中学校で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、小・中学校で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっ

ている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、小・中学校における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。